一種軌道建設等事業に」と、選定指針等省令第九条中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者は」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者は」と、「第一種軌道建設等事業に」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業に」と、同条第二号及び第四号中「第一種軌道建設等事業」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業」と、選定指針等省令第十条第一項中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、「第一種軌道建設等事業に」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業に」と、同条第二項及び第三項中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、同項中「第一種軌道建設等事業」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業」と、同条第四項中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

**第三条**　都市計画第一種軌道建設等事業に係る法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項の規定による配慮書の案又は配慮書についての意見の聴取については、選定指針等省令第十一条から第十四条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第十一条中「第一種軌道建設等事業」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業」と、選定指針等省令第十二条第一項及び第二項中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、「第一種軌道建設等事業に」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業に」と、同項中「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、同条第三項中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、「法第三条の四第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の四第一項」と、選定指針等省令第十三条第一項中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、「第一種軌道建設等事業の」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業の」と、「第一種軌道建設等事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業実施想定区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第十四条第一項中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、同条第二項中「第一種軌道建設等事業に」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業に」と、「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、同条第三項中「第一種軌道建設等事業」とあるのは「都市計画第一種軌道建設等事業」と、同条第四項中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、同条第五項中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項」と、「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と、同条第六項中「第一種軌道建設等事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種軌道建設等事業都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（報告書作成に関する指針）

**第十三条**　都市計画対象軌道建設等事業に係る法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項の規定による報告書の作成については、選定指針等省令第三十六条から第三十八条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第三十六条中「対象軌道建設等事業」とあるのは「都市計画対象軌道建設等事業」と、選定指針等省令第三十七条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象軌道建設等事業」とあるのは「都市計画対象軌道建設等事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象軌道建設等事業」とあるのは「都市計画対象軌道建設等事業」と、選定指針等省令第三十八条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「事業者の」とあるのは「都市計画事業者の」と、「対象軌道建設等事業」とあるのは「都市計画対象軌道建設等事業」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象軌道建設等事業」とあるのは「都市計画対象軌道建設等事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と読み替えるものとする。

（飛行場及びその施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る第二種事業の判定の基準等を定める省令の一部改正）

**第九条**　飛行場及びその施設が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る第二種事業の判定の基準等を定める省令（平成十年運輸省建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第一条の二」を「第十六条」に改め、同条第二項中「第一条の二の」を「第十六条の」に、「第一条の二第一項第二号及び第四号」を「第十六条第一項第二号及び第四号」に改める。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第十七条第一項」に、「対象飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」を「対象飛行場設置等事業」という。」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業」という。」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象飛行場設置等事業に」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業に」に改め、「法第五条第一項第二号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第二号」と」の下に「、「対象飛行場設置等事業の」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業の」と、「対象飛行場設置等事業が」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業が」と」を加え、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に改める。

第三条第一項中「第十八条」を「第三十三条」に、「第二条第二項から第五項まで」を「第十七条第二項から第五項まで」に、「第二条第二項から第四項まで」を「第十七条第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に、「第十八条」を「第三十三条」に改める。

第四条第一項中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に、「第十九条」を「第三十四条」に改める。

第五条中「第二十条」を「第三十五条」に改める。

（道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

**第十条**　道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第三十五条とし、第十九条を第三十四条とする。